

常陸太田市第2次情報化計画

平成20年6月

常 陸 太 田 市

目 次

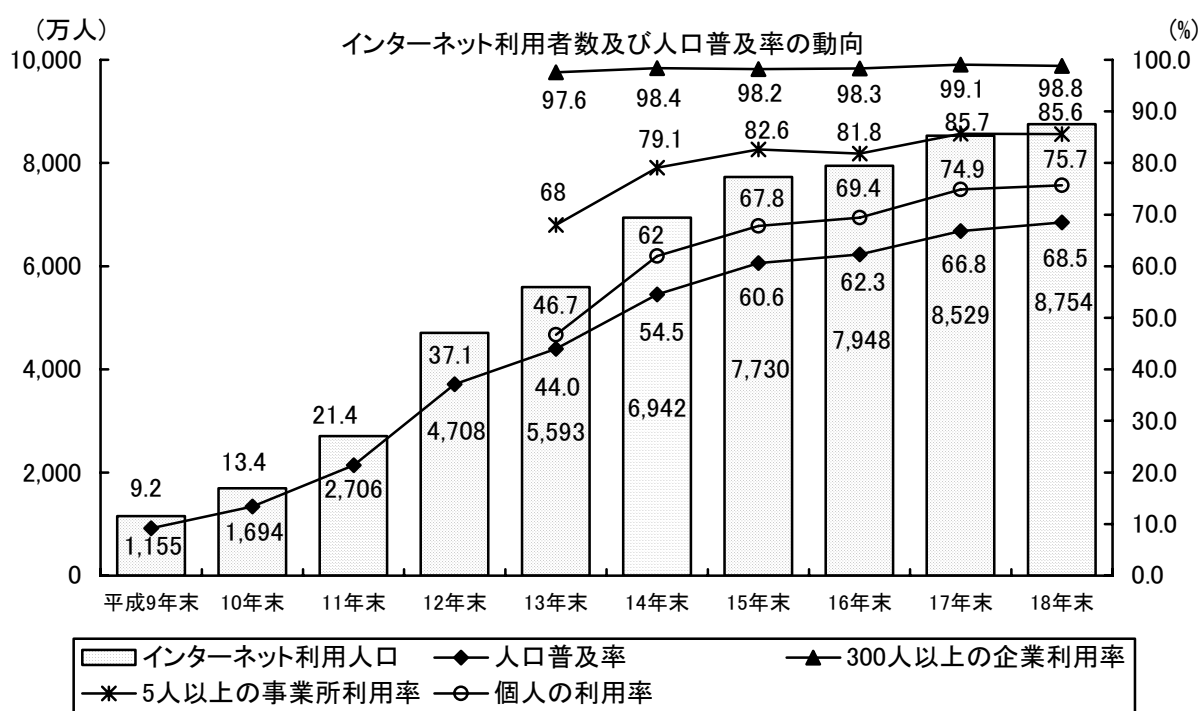
第1章 情報化の動向	
1 ICTの動向	1
2 国の動向	6
3 茨城県の動向	8
4 常陸太田市の動向	9
第2章 基本方針	
1 計画の基本目標	11
2 計画の期間	11
3 計画の位置付け	11
第3章 前計画の達成状況	
1 市民生活の情報化	12
2 地域活性化・産業振興	13
3 学校教育の充実	13
4 電子市役所の構築	13
第4章 情報化の施策	
1 快適な生活の実現	17
2 安全・安心な生活の実現	22
3 活力あるまちの実現	24
4 市民サービスの向上	28
5 行政の簡素・効率化	33
第5章 計画推進体制	
1 推進体制の整備	37
2 PDCAサイクルの活用	37
3 人材の育成	37
4 個人情報の保護	37
5 セキュリティ対策	37
資 料	
1 策定経過	39
2 策定体制	40
3 常陸太田市情報化計画策定懇話会	41
4 常陸太田市情報化計画策定委員会	46
5 用語解説	49
(本文中※印のものを掲載)	

第1章 情報化の動向

1 ICT^(※)の動向

(1) インターネット^(※)の利用状況

総務省の「通信利用動向調査」によれば、平成18年のインターネットの人口普及率は68.5%、利用人口は8,754万人(対前年比2.6%増)と推定され、平成9年から見ると、急速にインターネットが普及しています。利用別状況について分析してみると、平成13年末から平成18年末の間に、個人および5人以上の事業者の利用率は急激に増加し、300人以上の企業における利用については、ほぼ横ばいとなっているものの100%に近い利用率となっています。



(注) ①インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、過去1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS^(※)、携帯情報端末^(※)、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
 ②人口普及率(推計)は、本調査で推計したインターネット利用人口8,754万人を、平成18年10月の全人口推計値1億2,780万人(国立社会保障・人口問題研究所『我が国の将来人口推計(中位推計)』)で除したものの。
 ③平成9～12年末までの数値は「通信白書」から抜粋。平成13～18年末の数値は、通信利用動向調査における推計値。
 ④調査対象年齢については、平成11年調査まで15～69歳であったが、その後の高齢者および小中学生の利用増加を踏まえ、平成12年度調査は15～79歳、平成13年調査以降は6歳以上に拡大したため、これらの調査結果相互間では厳密な比較はできない。

(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」

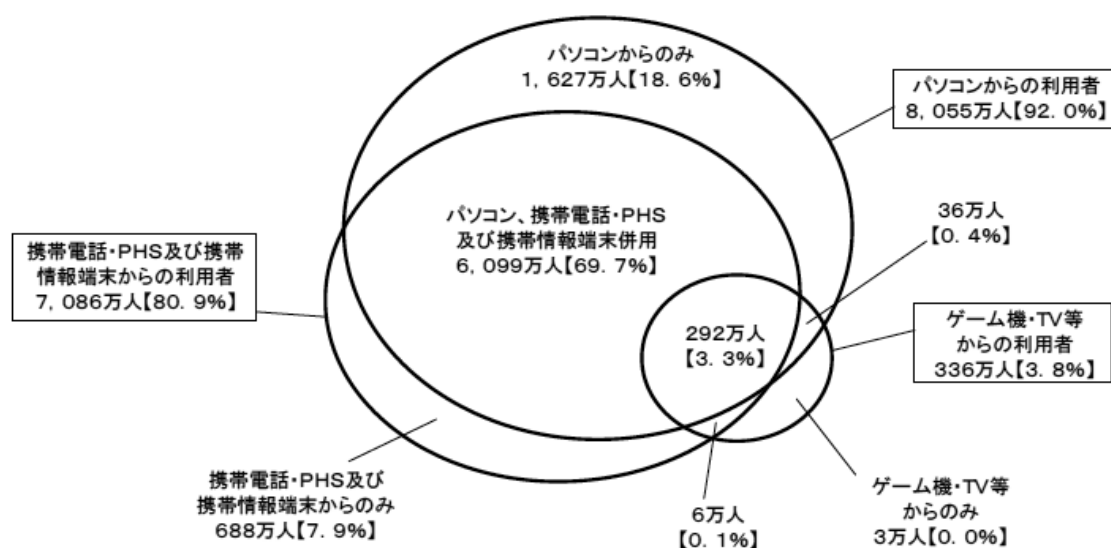
インターネット^(※)の利用世帯においては、パソコンからの利用者が8,055万人で92.0%と最も多く、次いで携帯電話・PHS^(※)および携帯情報端末^(※)からの利用者が7,086万人となっています。また、ゲーム機やテレビからの利用者が平成17年の同調査の状況と比較して伸びています。

インターネットにより商品等を購入したことがある人の割合は全体で41.4%、前年と比較し5ポイント増加しており、世代別で見ると、30代～40代で購入率が5割超となっており、インターネットが住民生活にも急速に浸透してきています。

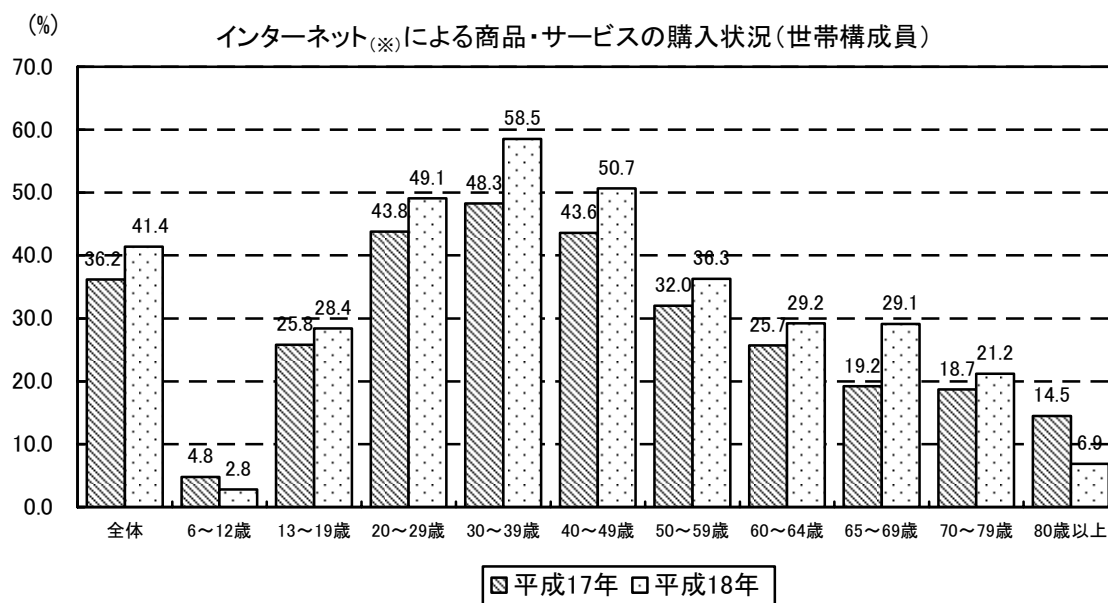
また、企業における電子商取引^(※)の実施状況については、企業全体の45.7%が利用しており、前年と比較し14.8ポイント増加していることから、電子商取引が着実に浸透しています。

このようなことから、インターネットが急速に普及してきており、インターネットに対応した社会を構築しなければならなくなってきています。

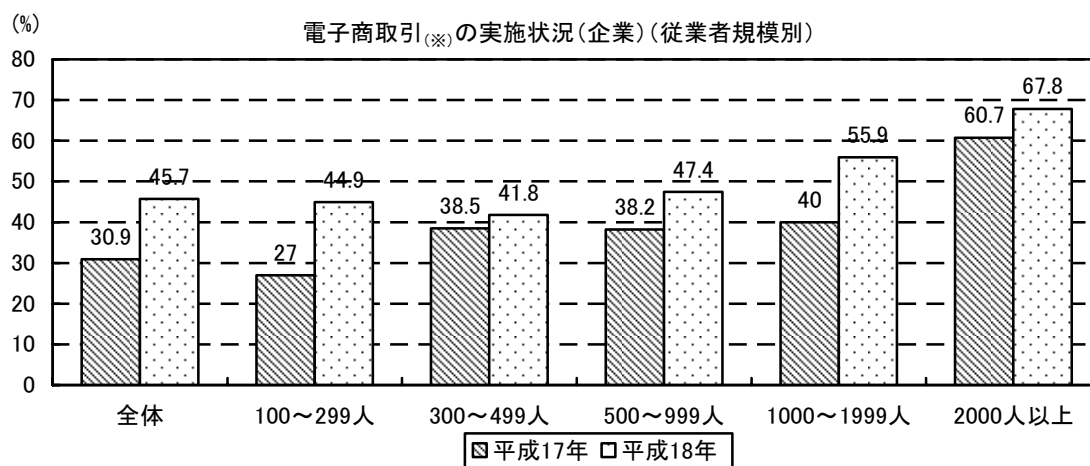
インターネット利用端末の種類（世帯構成員）



(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」



(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」

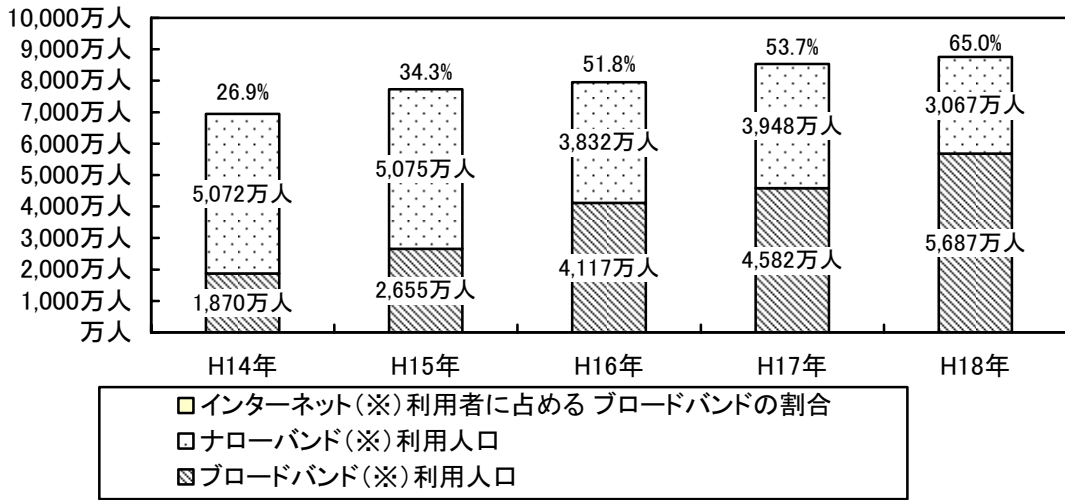


(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」

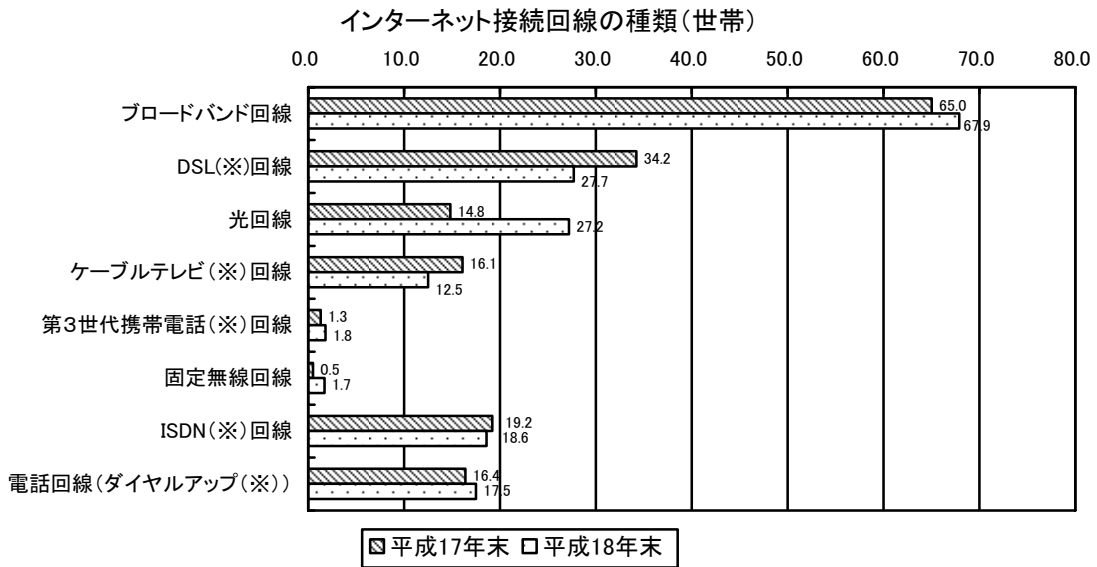
(2) ブロードバンド回線の普及状況

インターネットの利用状況を急速に伸ばしている要因には、ブロードバンド回線の普及が挙げられます。ブロードバンド回線の利用者数は、総務省の「通信利用動向調査」によれば、平成18年末において推計で5,687万人に達し、インターネット接続世帯全体の65.0%となり、前年から11.3ポイント増加しており、ブロードバンド回線の割合が3分の2を占めています。また、世帯、企業、事業所の区別で見ても、ブロードバンド回線によるインターネット接続が急速に普及しており、光ファイバ^(※)による接続が伸びています。

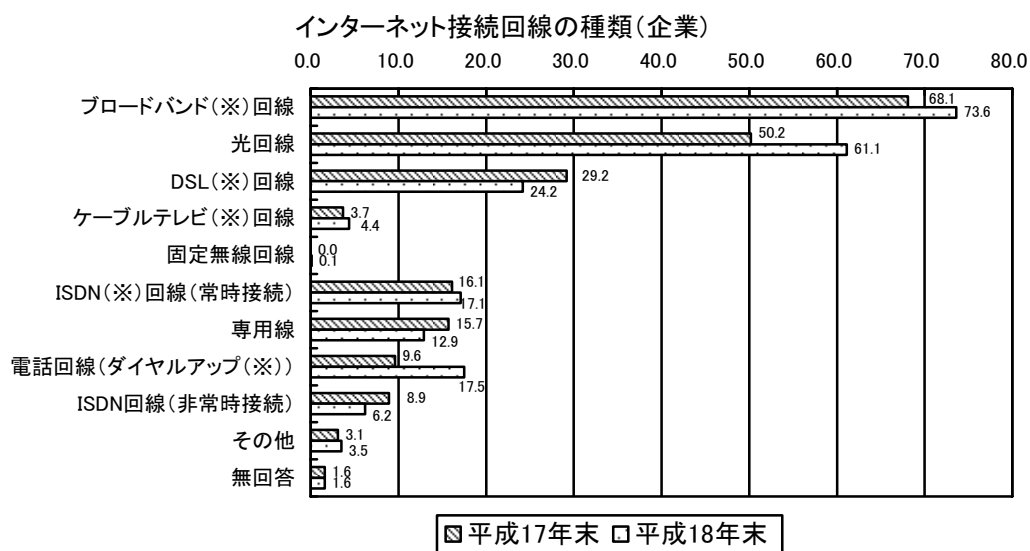
第1章 情報化の動向



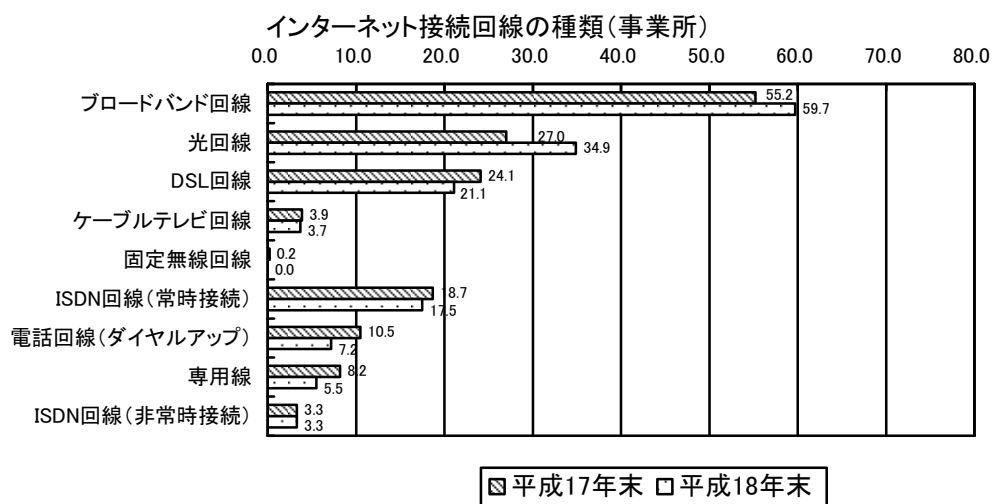
(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」



(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」



(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」



(出典) 総務省 平成18年「通信利用動向調査」

2 国の動向

(1) 国のIT^(※)戦略

IT戦略第1期：IT 基盤整備

平成12年7月に内閣総理大臣を本部長とした情報通信技術戦略本部（以下「IT戦略本部」と略）が設置され、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が施行されるとともに、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指したe-Japan戦略を決定しました。これを受けて、高度情報通信ネットワークの形成など5つの柱を基本方針としたe-Japan重点計画を策定し、国を挙げてIT施策を戦略的・重点的に推進しました。

IT戦略第2期：IT利活用

平成13年から取り組んできたIT戦略によってインターネット^(※)が急速に普及し、世界で最も安い水準になり、電子商取引^(※)や電子政府関連の制度的な基盤整備も進んできました。IT基盤を活かして社会・経済システムを積極的に変革するため、平成15年7月にe-Japan戦略IIを決定し、先導的取り組みによるIT利活用や、新しいIT社会基盤の整備などを推進しました。

IT戦略第3期：IT構造改革力追求

平成18年1月、世界のIT革命を先導するフロントランナー^(※)となり、自立的なIT社会を実現するため、IT新改革戦略を決定しました。ITによる構造改革の推進、利用者・生活者に配慮したIT社会を構築、国際貢献や国際競争力の強化などの施策を推進しています。

(2) 国の電子自治体の推進

平成12年7月に大臣を本部長とするIT革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部（地域IT推進本部）を設置し、平成12年8月に、地方公共団体がIT革命に対応し、情報化施策を総合的に推進していく新たな指針として、早急に取り組むべき事項等をIT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針として具体的に示しました。この指針を踏まえ、平成12年12月には当時の自治省（現在の総務省）が、地方公共団体を支援するために実施する事項について、取り組み内容等を具体的に示した地域IT推進のための自治省アクション・プランが公表されました。

この計画に従い、多くの地方自治体は、総合行政ネットワーク^(※)の整備、住民基本台帳ネットワーク^(※)第2次稼働、住民が電子申請^(※)等を行う際の公的個人認証サービス^(※)の実施等、電子自治体としての基盤整備に取り組んできました。平成15年8月に電子自治体推進指針を策定し、地方自治体における取り組みが住民から理解・協力・信頼を得られるようにするため、地方公共団体が電子自治体の構築に際し、ビジョンや戦略・目的等を明確にし、電子自治体の構築に関するステップ（年次計画）や行政手続のオンライン^(※)化スケジュール等具体的なアクションプランを提示しました。

平成19年3月には総務省が、平成22年度までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現することを目標とした新電子自治体推進指針を策定しました。策定の背景には、平成18年1月に策定されたIT新改革戦略で「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目標としたこと、Web 2.0^(※)など新しい情報通信技術や情報通信を活用したサービスモデルの急速な進展、地方分権改革の加速、地方公共団体の厳しい財政状況、地域の社会的問題の増大などがあります。また、多くの地方自治体は電子自治体としての基盤整備を進めていますが、利用者にとって利便性・サービスの向上を実感できないこと、業務システムの効率化が不十分であること、情報漏洩などへの対策の実効性が不十分であること、コミュニティ再生・安全・安心な地域づくり等地域の課題解決に活用されていないことなどから、今後の電子自治体としての方向性を示すため、この指針が策定されました。

3 茨城県の動向

(1) 茨城県IT戦略推進指針（第1次計画）および茨城県IT戦略推進アクションプラン

茨城県は急速に進展するIT_(※)を政策に適切に反映させるため、平成12年10月、民間有識者で構成する茨城県IT戦略会議を設置し、その最終報告書の提言を受け、平成13年12月に茨城県IT戦略推進指針を、平成14年3月には、茨城県IT戦略推進アクションプランを策定しました。県は、指針とアクションプランをセットとして県の新しい情報化計画と位置付けました。この指針では、平成13年度から平成17年度までの5カ年を推進期間とし「県民・企業など誰もがうれしいと感じるITネットワーク_(※)社会づくり」を目標として、

- (1) 国内で最高速の情報通信基盤の整備
- (2) 県民生活を支える総合的なITネットワークの構築
- (3) 世界と結ぶ最先端産業ゾーンの形成
- (4) あらゆる行政機関とネットワーク化した電子県庁の構築

を重点事項としてIT戦略を推進してきました。特に、高速・大容量の情報通信基盤であるいばらきブロードバンドネットワーク_(※)の運用を開始し、この基盤を活用したいばらきスポーツ施設予約システム_(※)、いばらき電子申請・届出サービス_(※)、教育情報ネットワーク、生涯学習情報提供システム、図書館情報ネットワークなど、県民生活の向上につながる行政サービスを積極的に進めてきました。

(2) 茨城県IT戦略推進指針（第2次計画）および茨城県IT戦略推進アクションプラン

前述の茨城県IT戦略推進指針（第1次計画）が平成17年度で終了となることから、平成17年11月、茨城県IT戦略会議から茨城県のIT施策に関する提言書が知事に提出され、県はこれを受けて平成18年2月に茨城県IT戦略推進指針（第二次計画）を、平成18年3月に茨城県IT戦略推進アクションプランを策定しました。この第二次計画においては、「県民一人一人がうれしいと実感できる情報交流社会の実現」を目標とし、「情報通信基盤等のハード整備からその利活用への転換」「県行政の視点から市町村行政、県民の視点への転換」の2つの視点を基に、

- (1) 快適な県民生活を実現するためのITの利活用
- (2) 安全・安心な県民生活を実現するためのITの利活用
- (3) ITの利活用による地域産業の活性化
- (4) 電子自治体の推進
- (5) IT教育の充実

を重点施策として、推進しています。

4 常陸太田市の動向

(1) 常陸太田市の地域情報化の現状

地域間の情報通信格差について

本市では、ブロードバンド^(※)回線による高速インターネット^(※)接続ができない地域や、携帯電話が繋がらない地域が存在します。地理的条件が悪いことと併せ、地域の高齢化・過疎化が進んでいることなどから、通信事業者のサービスが受けられず、地域によって情報通信の格差が生じています。

情報通信機器に不慣れな方のためへの配慮について

本市は、本庁舎および生涯学習センター、各支所に情報キオスク端末^(※)を整備しています。情報キオスク端末は、パソコンなど情報通信機器を持っていない方でも気軽に利用でき、図書館の蔵書検索などの情報収集や施設を予約することができます。

情報リテラシー^(※)の向上について

市民の情報リテラシー向上のため、生涯学習センターにおいて、IT^(※)講習会をはじめとする各種パソコン研修を行っています。平成18年度のパソコン研修の受講者数は799人ですが、講座によっては定員を大幅に超過しているものもあるため、今後も市民の要望に応じて講座内容を見直していく必要があります。

(2) 常陸太田市の行政情報化の現状

電算処理業務について

昭和49年に税・住民記録のバッチ処理^(※)の電算業務委託を開始し、以後センターオンライン方式による税・住民基本台帳等の定例的な大量データの一括処理を中心としたもの、および財務会計等のシステムを導入してきました。平成12年度にはクライアント・サーバ・システム^(※)を導入して即時処理システムに移行し、平成16年の市町村合併では、本庁舎および各支所においても市民が窓口サービスを受けられるようシステムを統合しました。

電子自治体への対応について

平成15年8月に住民基本台帳ネットワーク^(※)システムの稼働、平成15年10月に県と市町村との高速大容量の回線であるいばらきブロードバンドネットワーク^(※)、および総合行政ネットワーク(LGWAN)^(※)への接続を行いました。平成16年1月には、公的個人認証サービス^(※)の稼働により電子自治体としての認証基盤^(※)を確立し、平成16年9月には「常陸太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、県と市町村とで共同整備・運営するいばらき電子申請・届出サービスを開始しました。

ホームページ^(※)について

本市は、ホームページを平成9年7月に開設しました。開設当初はインターネット^(※)の普及状況等を考慮し、観光情報など市のPRを中心にコンテンツ^(※)を作成しましたが、ホームページのアクセス件数やインターネットの普及状況から、行政情報を中心に掲載内容の充実を図ってきました。更に市町村合併を契機に、平成17年4月、掲載内容の一層の充実を図るため、全面的にリニューアルをしました。また、本市固有の様々な観光資源や特産物の情報を発信し、交流人口の増加を図るため、平成19年7月に観光情報サイト^(※)を開設しました。

第2章 基本方針

1 計画の基本目標

国のIT新改革戦略では、「いつでも、どこでも、誰でもIT^(※)の恩恵を実感できる社会の実現」を基本目標とし、世界一便利で効率的な電子行政などを施策としています。また新電子自治体推進指針では、「平成22年度までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現すること」を基本目標とし、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、地域の課題解決を実現目標としています。

茨城県では、「県民一人一人がうれしいと実感できる情報交流社会の実現」を基本目標とし、快適な県民生活を実現するためのITの利活用、安全・安心な県民生活を実現するためのITの利活用、ITの利活用による地域産業の活性化などを重点施策としています。

これら国や県の方針や動向を踏まえ、情報弱者に配慮しながら市民の誰もが情報化の利便性を実感できるようにするとともに、行政においてもサービスの高度化や簡素・効率化、地域安全の確保などが必要となっていることから、本市の情報化計画においては、『市民一人一人が情報化の恩恵を享受でき、安全で安心して快適に暮らすことのできる社会の実現』を基本目標とし、次の施策を重点的に推進します。

重点施策

- 快適な生活の実現
- 安全・安心な生活の実現
- 活力あるまちの実現
- 市民サービスの向上
- 行政の簡素・効率化

2 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

なお、情報通信技術が急速に進展していることから、これらの情勢や事業の進行状況等により必要に応じて随時見直すこととします。

3 計画の位置付け

本計画は、常陸太田市第5次総合計画を上位計画とし、総合計画の目指すまちの将来像「快適空間～自然・歴史を活かし 人・地域がかがやく協働のまち～」の実現のため、情報化の側面から推進していく部門計画とします。

第3章 前計画の達成状況

平成14年に策定した本市の情報化計画は、「市民生活の情報化」「地域活性化・産業振興」「学校教育の情報化」「電子市役所の構築」の4つの柱から構成されており、18の施策を計画的に推進してきました。

1 市民生活の情報化

(1) 市民の情報リテラシー^(※)の向上

生涯学習センター主催によるパソコン講座を開催し、平成12度から平成18年度の間延べ423講習、4,498人の市民が受講しました。

(2) 自動交付機の設置

自動交付機は、平成16年3月に設置し稼働しました。本市では住民基本台帳カード^(※)を自動交付機の認証基盤^(※)として利用していますが、平成19年6月末現在で当該カードの交付枚数が719枚と少ない状況にあります。そのため、住民票の写し発行枚数は平成17年度が122枚、平成18年度が137枚、印鑑登録証明書発行枚数は平成17年度が229枚、平成18年度が256枚と、窓口での発行枚数に対して、1.1%の利用にとどまっています。

(3) 公共施設予約システムの導入

平成15年10月からいばらきスポーツ施設予約システム^(※)の運用を開始しました。このシステムは県と市町村とで共同整備・運営する方式を採用したことにより、市単独で整備・開発するより費用を抑制することができました。

本市のシステム対象施設予約の25.6%がこのシステムを利用しています。

(4) 情報キオスク端末^(※)の設置検討

パソコンなどの情報通信機器に不慣れな方が気軽に利用できるようにするため、情報キオスク端末を平成16年9月に本庁舎・生涯学習センター、平成17年9月に各支所に設置しました。しかし、一部の端末を除いて利用頻度が低い状況です。

(5) 図書館情報システムの充実

常陸太田市立図書館は、開館時から図書館情報管理システムを導入しています。平成14年10月には、インターネット^(※)を利用して図書の検索、小中学校から図書の検索と貸し出し予約が可能となるよう充実を図りました。また、平成19年3月からは市民の誰もが事前に登録を行えば、インターネットを利用して図書の検索と貸し出し予約ができるようになっています。平成20年2月現在の登録者は356名、貸し出し予約の利用状況は1,405件となっています。

2 地域活性化・産業振興

(1) いばらきブロードバンドネットワーク^(※)の活用

いばらきブロードバンドネットワークは、県と市町村の共同整備による高速大容量の情報通信インフラ^(※)です。本市では本庁舎および各支所の行政情報ネットワーク、原子力防災のための情報共有手段、小中学校のインターネット^(※)接続や生涯学習センターでの情報ネットワークルームのインターネット接続に活用しています。また、宮の郷工業団地とハイテクパーク金砂郷工業団地の立地企業についても、情報通信基盤として利用しています。

3 学校教育の充実

(1) 教育情報システムの整備促進

将来の情報化社会の担い手である子どもたちが、情報通信機器を活用できるようにするため、すべての小中学校において、ブロードバンド^(※)回線によるインターネット接続、校内LAN^(※)・普通教室等のパソコン等の教育情報システムを整備しました。

パソコン教室において、児童・生徒一人に1台のパソコンを整備し、インターネット等を活用した授業を行っています。

(2) 教職員の情報リテラシー^(※)の向上

すべての教職員がコンピュータの活用能力を身につけることを目標に、基本ソフトウェア(Windows)の概要と基本操作、ワープロ・表計算等のアプリケーション^(※)ソフトウェアの概要と基本操作、インターネットの概要とその利用方法等についての研修を実施してきました。

4 電子市役所の構築

(1) 市ホームページ^(※)の充実

平成9年7月1日に市のホームページを開設以降、行政情報の充実に努め、アクセス件数と掲載内容は年々増加しています。また、インターネットの急速な普及に伴い、市民サービスの向上、地域振興のためにポータルサイト^(※)化を進めてきました。具体的には、検索機能の追加、携帯電話対応ホームページの開設、申請書類のダウンロードおよび電子申請^(※)・届出サービスの開始、観光情報サイト^(※)の構築、更には地域のコミュニティ活性化のため「コミュニティひたちおおた」の試験的導入などに取り組みました。

(2) 地域イントラネット^(※)の整備

地域イントラネットは、いばらきブロードバンドネットワークの接続に併せて平成

15年10月に整備しました。市庁舎と公共施設、小中学校などを電気通信回線で結び、常陸太田市行政情報ネットワークとして構築しました。

(3) 住民基本台帳ネットワーク^(※)システムへの接続

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡略化、恩給・年金などの現況証明や、各種資格の申請時の住民票の写しの添付の省略など、市民の利便性向上や負担の軽減とともに、国・地方公共団体の行政の合理化を図るため、市町村・都道府県・全国センターを専用回線で接続したシステムです。本市は平成15年8月に住民基本台帳ネットワークシステムを既存住民基本台帳システムに接続し、広域交付や転入転出の特例、付記転出などが可能となりました。

(4) 総合行政ネットワーク(LGWAN)^(※)への接続

総合行政ネットワーク(LGWAN)は地方公共団体の組織内ネットワーク^(※)を相互に接続し、情報の共有化を図るものです。更に霞が関WAN^(※)との接続により、国の各省庁との情報伝達手段として、行政の効率化・簡素化を図るため、本市は平成15年10月に接続しました。

(5) 消防システムの導入

防災活動の拠点および地域防災コミュニティの核として建設した消防庁舎において、増加する消防行政需要に対応するため、最新の情報通信技術による消防緊急指令システムを平成16年1月に導入しました。

(6) 市例規集のデータベース^(※)化

事務の効率化・ペーパーレス^(※)化と市民との情報の共有化を図るため、平成14年12月に市例規集をデータベース化し、庁内情報システムで利用するとともに、インターネット^(※)に公開しました。

(7) 総合文書管理システムの導入

本市は、庁内ネットワークの整備、総合行政ネットワークの整備などを通じて行政文書の電子化を進めており、事務の効率化・迅速化を図るため、総合文書管理システムの導入を検討することとしていました。しかし市町村合併により、対象文書の整理・見直しなどを行う必要があるため、具体的な検討には至りませんでした。

(8) 電磁的記録式投票システムの導入

電磁的記録式投票システムは、平成14年2月1日に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が施行され、地方公共団体の条例で定めることにより、議会の議員および長の選

挙において電磁的記録式投票機を用いて投票ができることになりました。本市では、平成15年3月に発足した電子投票に関する検討会において、県と参加市町村と共同して制度内容や導入事例の調査・研究を行いました。研究会で視察を行った自治体において、電磁的記録式投票を利用した市議会議員選挙が無効となったことから、十分な検討が必要となっています。

(9) 電子入札・電子調達の見査

電子入札・電子調達については、県が建設工事や測量設計の分野について導入・運用を開始しています。本市においては、市のホームページ^(※)に入札契約情報を掲載するなど情報提供に努めてきましたが、インターネット^(※)に接続できない業者への対応や、電子納品^(※)のための仕様書の検討や入札の可否について検討が必要であったこと、市町村合併により、その整理が必要であったことから、具体的な検討には至りませんでした。

(10) 統合型地理情報システム(GIS)^(※)の見査

統合型地理情報システム(GIS)については、個別業務に共通する空間情報を集約して重複投資を避けるため、従来からその必要性が掲げられてきました。そのため、地図を必要とする業務担当課と協議し、県と市町村が共同して平成20年度に整備・運用する方向で見査してきました。

第4章 情報化の施策

重点施策に基づき、情報化施策の内容は以下のとおりです。

1 快適な生活の実現

- (1) ブロードバンド^(※)・ゼロ地域の解消
- (2) 携帯電話不感地域の解消
- (3) 地上デジタル放送^(※)難視聴地域解消
- (4) 情報教育の市民講座の拡充
- (5) 情報キオスク端末^(※)の利用拡充

2 安全・安心な生活の実現

- (1) 小中学校における情報教育の充実
- (2) 防災行政無線による防災・防犯情報提供

3 活力あるまちの実現

- (1) 住民参画型のホームページ^(※)の構築
- (2) 観光情報の受発信
- (3) いばらきブロードバンドネットワーク^(※)の活用
- (4) 地産地消の拡大

4 市民サービスの向上

- (1) 電子申請^(※)・届出の利用拡大
- (2) マルチペイメント^(※)の導入
- (3) 地図情報の共有化
- (4) 自動交付機出力帳票の拡張
- (5) 住民基本台帳カード^(※)の普及啓発

5 行政の簡素・効率化

- (1) 業務システムの見直し
- (2) 総合文書管理システムの導入
- (3) 電子入札・電子納品^(※)の導入
- (4) レセプト^(※)のオンライン^(※)化

1 快適な生活の実現

(1) ブロードバンド^(※)・ゼロ地域の解消

【現状】

光ファイバ^(※)によるインターネット^(※)接続サービスは、市街地を中心に提供されつつあります。ADSL^(※)によるインターネット接続サービスは、市内のNTTの交換局9局舎のうち、里川局が利用できません。また、ADSLサービス提供地域においても、局舎からの距離やノイズ、利用希望者までの回線間に光ファイバが収容されているなどが原因で、利用できない地域があります。

【具体的施策】

通信事業者に対し、ブロードバンドサービス未提供地域におけるサービスの提供開始を働きかけます。

県と市町村および通信事業者で構成するブロードバンド環境整備対策研究会に参加し、対策を検討します。

WiMAX^(※)など無線の技術を利用したブロードバンド接続について、調査研究します。

通信事業者による整備が困難な場合には、国や県の助成制度を活用して、ブロードバンド未提供地域の解消について検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
ブロードバンド利用不可能世帯数 約2,300世帯	ブロードバンド利用不可能世帯数 0世帯

【担当課】情報政策課

(2) 携帯電話不感地域の解消

【現状】

本市には、携帯電話の電波を受信できないいわゆる不感地域が、山間部を中心に点在しています。通信事業者の採算性等の理由により、携帯電話の基地局^(※)が整備されていない状況にあります。

【具体的施策】

市民から幅広く情報提供を受けて、不感地域の把握に努め、把握した不感地域の情報を基に通信事業者に対し、基地局の整備を働きかけていきます。

通信事業者による整備が困難な場合には、国や県の助成制度を活用して、基地局の整備を検討します。

【目標】

平成19年度		平成24年度	
携帯電話不感地域世帯数	約590世帯	携帯電話不感地域世帯数	約220世帯
携帯電話通話可能世帯率	97.2%	携帯電話通話可能世帯率	98.9%

【担当課】 情報政策課

(3) 地上デジタル放送^(※) 難視聴地域解消

【現状】

アナログ波によるテレビ放送は、平成23年7月24日をもって終了します。放送事業者は、平成21年度までに市内の全中継局が地上デジタル放送対応となるよう整備を予定していますが、電波の弱い場所や山間部などにおいて視聴困難となる恐れがあります。

【具体的施策】

市民から幅広く情報提供を受けて、地上デジタル放送による難視聴地域の把握に努めます。地上デジタル放送の難視聴地域が生じた場合、国や放送事業者に対し対策を要望します。

難視聴が想定される共聴組合に対し、地上デジタル放送対策の説明会を関係機関と共同で開催します。

地上デジタル放送を受信するために、共聴組合^(※)が行う施設の新設および改修について、国の助成制度の活用を推進します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
地上デジタル放送カバー率(世帯単位) 79.2%	地上デジタル放送カバー率(世帯単位) 98.5%

【担当課】情報政策課

(4) 情報教育の市民講座の拡充

【現状】

生涯学習センターにおいて、情報教育の市民講座を開講していますが、初心者向けの講座、新しい講座の受講希望者は多く、中級者向けの講座は少ない傾向にあります。また、毎年受講希望者が減少している状況にあります。

【具体的施策】

市民のニーズを把握して実用的な講座を計画します。

多くの市民が受講できるよう、時間や回数を検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
9講座（44講習）	14講座（60講習）

【担当課】生涯学習センター

(5) 情報キオスク端末^(※)の利用拡充

【現状】

個人でパソコンを所有していない市民やインターネット^(※)の利用機会が少ない市民のため、本庁舎、各支所、生涯学習センターにインターネットが利用可能な情報キオスク端末を設置していますが、一部端末を除いて利用頻度が少ない状況にあります。

【具体的施策】

情報キオスク端末の設置場所を含め、使いやすい画面構成、利用方法等について検討します。

パソコンなどの情報通信機器の利用機会が少ない市民に対しては、インターネットを体験できる機会を設けるなど、機器操作に慣れ親しむことができる環境づくりに努めます。

【目標】

平成19年	平成24年度
情報キオスク端末の現状分析計画	情報キオスク端末の画面構成見直し

【担当課】情報政策課

2 安全・安心な生活の実現

(1) 小中学校における情報教育の充実

【現状】

電子メール^(※)や掲示板を使った陰湿ないじめが社会問題化してきていることから、児童・生徒に情報化社会のルールやインターネット^(※)に潜む危険性を理解させる必要性が生じてきています。

また、本市の全中学校では外部講師を招き研修会を実施していますが、インターネットや携帯電話の利用者の低年齢化が進んでいることから、小学校においても情報モラルの指導が必要になってきています。

【具体的施策】

インターネットに潜む危険性の理解を深めてもらうため、全中学校において、生徒・保護者・教職員に対し、情報化社会のルールやインターネット上の危険性についての研修会を開催し、情報道徳教育の拡充を図ります。

小学校高学年児童に対し、情報モラルの研修を行います。

【目標】

平成19年度	平成24年度
市内中学校8校における指導実績	市内中学校8校における指導
携帯電話に関する指導 8校	携帯電話・インターネットに関する指導の実施
インターネットに関する指導 8校	情報モラルの指導の実施
	市内小学校高学年における指導
	携帯電話・インターネットに関する指導の実施

【担当課】情報政策課，指導室

(2) 防災行政無線による防災・防犯情報提供

【現状】

防災行政無線は、市民が安全で安心して生活できるよう、防災関係情報をはじめとする必要な情報を伝えています。緊急時に情報を迅速に伝えることが必要です。

また、放送を聴き逃した方や再度放送を聴きたい方等のために、テレフォンサービスを実施していますが、放送した内容を市民に的確に伝えることが必要です。

【具体的施策】

緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、24時間体制で市民に瞬時に伝達できるようにするため、平成20年度に全国瞬時警報システムを導入します。

防災行政無線で放送した情報について、確実に市民に周知できるよう、市ホームページ^(※)への掲載も進めます。

【目標】

平成19年度	平成24年度
市内全域のシステム統合完了	全国瞬時警報システムの運用 防災行政無線で放送した内容のホームページへの掲載

【担当課】総務課

3 活力あるまちの実現

(1) 住民参画型のホームページ^(※)の構築

【現状】

本市は、平成9年7月1日のホームページ開設以降、行政情報・観光情報の充実に取り組んできました。一方、市民アンケートにおいて、「市のホームページがわかりにくい」「情報が探しにくい」「情報を整理して欲しい」といった意見があり、市民にとってより使いやすく、市外の方が閲覧する時に、本市の情報の玄関口となるようなホームページにしていく必要があります。

【具体的施策】

市民が必要な情報を検索できるよう、利用者の視点に立ち、市民の意見を取り入れる仕組みを構築します。

市外の方に対して、本市の情報の玄関口となるようなホームページを再構築します。

ホームページを通して市民がまちづくりへ参加できるよう電子会議室^(※)・掲示板の設置を検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
ホームページのアクセス件数 197,976件（1日平均542件）	ホームページのアクセス件数 247,470件（1日平均678件）

【担当課】情報政策課

(2) 観光情報の受発信

【現状】

本市には、西山荘をはじめとする歴史的建造物や竜神峡・里美牧場といった自然景観等、数多くの観光資源が存在します。これらの魅力を伝え、本市を訪れる方が一人でも多くなるよう、観光情報のホームページ^(※)を開設しましたが、利用者の必要な情報が提供できるよう内容の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

市商工会や観光協会、グリーンふるさと振興機構等各種関係団体と連携し、最新の情報を提供できるよう、情報発信体制の充実を図ります。

希望者に対し、イベント等のメール^(※)配信による情報提供を検討します。

口コミ情報やブログ^(※)など、閲覧者が投稿して情報を発信できるよう検討します。

【目標】

平成19年度		平成24年度	
掲載ページ数	257ページ	掲載ページ数	1,000ページ

【担当課】情報政策課，商工観光課，金砂郷産業観光課，水府産業観光課，里美産業観光課

(3) いばらきブロードバンドネットワーク^(※)の活用

【現状】

金砂郷地区の工業団地（ハイテクパーク金砂郷工業団地および宮の郷工業団地）は、ブロードバンド^(※)インターネット^(※)接続サービス未提供地域でした。本市は、既に立地している企業から要望があったことや、企業の誘致を促進する上からも、平成17年度にいばらきブロードバンドネットワークを利用可能にするため、工業団地間の光ファイバ^(※)敷設に対して、県と共に支援を行ってきました。しかし現在利用企業数が少ない状況にあることから、利用する企業を増加させる必要があります。

【具体的施策】

ブロードバンド回線でインターネットの利用が必要である企業・事業所に対して、いばらきブロードバンドネットワークの開放を進めます。

【目標】

平成19年度		平成24年度	
市内利用企業数	2社	市内利用企業数	5社

【担当課】企画課，情報政策課，商工観光課，金砂郷産業観光課，水府産業観光課，里美産業観光課

(4) 地産地消の拡大

【現状】

本市では、主要産業である農林水産業の活性化を図るため、地産地消の取り組みをはじめました。生産者と消費者の顔が見える関係づくりをはじめ、地場産物の消費拡大の取り組みが必要です。

【具体的施策】

地場産物の紹介など、インターネット^(※)や広報紙において、情報を提供します。

生産者と消費者の顔が見える関係づくりの一環として、地場産物の生産者や、取り組み状況などの情報提供に努めます。

【目標】

平成19年度	平成24年度
常陸太田市地産地消推進基本計画および常陸太田市地産地消推進行動計画の策定	広報紙で地産地消の情報を掲載 インターネットで地場産物の紹介や取り組みを掲載

【担当課】情報政策課，農政課，商工観光課，金砂郷産業観光課，水府産業観光課，里美産業観光課

4 市民サービスの向上

(1) 電子申請^(※)・届出の利用拡大

【現状】

本市では、県と市町村とで共同整備・運営するいばらき電子申請・届出サービス^(※)を利用し、平成19年3月末現在で、住民票の写しの交付請求をはじめとする53手続をオンライン^(※)化しました。しかし、公的個人認証を受けたICカード^(※)を保有していなければ申請できない手続が多く、利用が進まない状況にあります。

【具体的施策】

公的個人認証が不要で市民に身近な手続から、オンライン化を進めます。
利用率向上のため、利用方法の周知を図ります。

【目標】

平成19年度		平成24年度	
電子申請・届出可能手続	53手続	電子申請・届出可能手続	60手続
電子申請・届出サービス利用件数	6件	電子申請・届出サービス利用件数	100件

【担当課】情報政策課

(2) マルチペイメント^(※)の導入

【現状】

本市における税金や使用料等の納付については、指定金融機関等での窓口納付や口座振替となっています。市民アンケートにおいては、回答者のうち約4割が「コンビニエンスストア・クレジットカードなどで税等の公共料金が支払い可能となること」を行政サービスとして望ましいものと考えており、他の地方公共団体においても既に導入されていることから、導入に向けた取り組みが必要になっています。

【具体的施策】

市民の利便性の向上を図るためマルチペイメントネットワーク^(※)等の利用により、コンビニエンスストア、クレジットカード、ATM^(※)等を活用した納付手段の多様化について検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
指定金融機関等での窓口納付, 口座振替納付	コンビニエンスストア収納等マルチペイメントシステムの段階的な導入の検討

【担当課】 税務課, 出納室

(3) 地図情報の共有化

【現状】

本市では、地図情報の多くを電子化していません。地図情報を業務ごとに電子化することは、多くの共通するデータを作成することとなり、重複投資となります。地図情報を効率的に電子化し、市民との共有化を図るには、統合型地理情報システム^(※)(GIS)を活用することが必要です。

【具体的施策】

県と市町村で共同整備・運営する茨城県域統合型GISを活用し、行政の地図情報を可能な限り公開して、市民や企業と情報を共有します。また、航空写真の撮影と測量を実施することから、図化の必要な地図については、効率的に電子化を進めます。

【目標】

平成19年度	平成24年度
茨城県市町村共同システム整備運営協議会に参加および茨城県統合型GISを共同整備・運営を決定	茨城県域統合型GISを活用して都市計画図をはじめとした行政の主な地図情報の共有化

【担当課】情報政策課，用地管理課，都市計画課

(4) 自動交付機出力帳票の拡張

【現状】

自動交付機の利用件数は少ない状況にあります。その原因には、交付可能な証明書が住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類と少ないこと、住民基本台帳カード^(※)の交付枚数が少ないことが挙げられます。住民基本台帳カードの普及啓発とともに、自動交付機で交付可能な証明書の種類を増やす必要があります。

平成18年度交付実績（自動交付機）

住民票の写し（個人・世帯）137件

印鑑登録証明書256件

【具体的施策】

平成20年度に税関係の証明書を追加します。また、戸籍の各種証明書は交付件数が非常に多いことから、出力対象として検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
自動交付機による交付可能な証明書 2種類（住民票の写し，印鑑登録証明書）	自動交付機による交付可能な証明書 6種類（住民票の写し，印鑑登録証明書，軽自動車用住所証明書，市県民税所得証明書，市県民税課税証明書，車検用軽自動車税納税証明書） 自動交付機の出力帳票の追加を検討

【担当課】 税務課，情報政策課，市民課

(5) 住民基本台帳カード^(※)の普及啓発

【現状】

本市の住民基本台帳カードの人口に対する普及率は、1.2%（平成19年6月末現在）と低い状況にあります。住民基本台帳カードは市町村が独自に情報を記録できる機能を有しており、多目的に利用することができます。本市では自動交付機において利用しておりますが、自動交付機以外でも利用可能にし、市民にとって利用価値を高め、住民基本台帳カードの普及啓発に努める必要があります。

【具体的施策】

住民基本台帳カードの普及啓発に努めるとともに、自動交付機以外での利用を検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
住民基本台帳カード普及率 1.2% 多目的利用 1種類（証明書の自動交付）	住民基本台帳カード普及率 10% 多目的利用 3種類（証明書の自動交付ほか）

【担当課】情報政策課，市民課

5 行政の簡素・効率化

(1) 業務システムの見直し

【現状】

本市では、住民基本台帳・税・国民健康保険・介護保険などの基幹業務に加え、人事記録・財務管理・給与計算・職員情報システムなどの内部業務についてもコンピュータシステムを導入しています。厳しい財政状況の中、徹底した行政改革を進め、業務の簡素・効率化を図ることが必要です。

【具体的施策】

既にシステム化している業務のフローチャート^(※)を作成して、仕様内容を明らかにするなど、外部の専門家の力を活用して最適化を図ります。

【目標】

平成19年度	平成24年度
外部専門家活用計画方針の検討	業務システムの調達の最適化

【担当課】情報政策課，業務システム導入課

(2) 総合文書管理システムの導入

【現状】

本市は必要な職員一人に一台パソコンを整備し、文書のほとんどはパソコンで作成しています。また、総合行政ネットワーク^(※)の接続により国や県から届く文書についても電子文書となっています。文書が電子化されるに従い、効率的に文書を管理する必要があります。

【具体的施策】

電子化される一方で紙媒体も存在することから、文書を適切に管理するため、総合文書管理システムの導入を図ります。

【目標】

平成19年度	平成24年度
文書管理整備方針の検討	文書の収受、閲覧、決裁、登録、保存、廃棄、文書目録作成などを総合的に管理できる文書管理システムの導入

【担当課】 総務課

(3) 電子入札・電子納品^(※)の導入

【現状】

建設工事・測量設計や物品・役務の調達に伴う情報提供や入札・契約等において、公正性、透明性、競争性を確保することが必要です。平成17年2月、県では建設工事等の電子入札導入を効率的かつ早期に実現するため、市町村と共同していばらき電子入札システム共同利用運営協議会を設立し、茨城建設工事等電子入札システムを導入しました。現在、県と11市町で導入していますが、参加市町村数が少なく割高となっているため、本市では導入を見送っています。

【具体的施策】

平成20年度から22年度にかけて茨城県建設工事等電子入札システムに多くの市町村が参加することから、平成22年度の試行導入を目指します。

電子納品の仕様内容を検討します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
茨城県建設工事等電子入札システムの状況把握	茨城県建設工事等電子入札システムの導入

【担当課】 契約管財課，建設工事等担当課

(4) レセプト^(※)のオンライン^(※)化

【現状】

国においては、平成23年4月から医療機関と審査支払機関、審査支払機関と保険者間でレセプトを完全オンライン化することとなっています。しかし、現在のところ、全ての医療機関においてレセプト作成業務が電算化されている訳ではなく、保険者には導入経費やシステム等の内容が具体的に示されていない状況にあります。今後、国から示される方向性について、適切に対処していく必要があります。

【具体的施策】

医療機関、保険薬局と審査支払機関を全国規模のネットワーク^(※)回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データをオンラインで受け渡すシステムについて、国の動向を見ながら完全稼働を目指します。

【目標】

平成19年度	平成24年度
オンライン化に向けて情報収集	レセプトオンライン化

【担当課】 保険年金課

第5章 計画推進体制

1 推進体制の整備

本市が情報化を進めるにあたり、実現すべき目標に向けて、計画的に推進していくことが必要です。そのため、推進体制を整備して取り組んでいきます。

(1) 行政情報化の推進体制

行政の情報化を推進するため、庁内の関係各課長等で構成する常陸太田市情報化推進委員会を設置し、定期的に各施策の進捗状況を評価するとともに、各課等に推進員を配置して計画を推進します。

(2) 地域情報化の推進体制

行政と地域が一体となって地域の情報化を効果的に推進するためには、広く市民の意見を聴取することが必要です。このため市民の意見を把握するとともに、関係団体等との連携を図りながら、地域の情報化を推進します。

2 PDCAサイクル^(※)の活用

本計画の各施策を計画的かつ効率的に推進するためには、各施策の進捗状況の評価と見直しが必要となります。このため、策定（PLAN）した各施策を実行（DO）し、実行状況を評価（CHECK）して見直す（ACTION）という、PDCAサイクルを活用します。

3 人材の育成

情報化社会の進展に伴い、行政においてもその対応が必要であることから、市職員の情報活用能力やモラルが重要となります。そのため市民が情報化社会において快適に暮らせるよう、市職員の情報活用能力やモラルを計画的に育成します。

4 個人情報の保護

情報化社会においては、プライバシーの侵害に配慮し、個人の権利・利益を保護することが必要であることから、本市では平成16年に個人情報保護条例を制定し、個人情報保護対策に努めています。

今後も職員および委託業者等に対して周知徹底を図り、個人情報の取り扱いについて十分な対策を行います。

5 セキュリティ対策

情報化社会の進展に伴い、市の業務も電子化が進んでおり、情報の大量流通が可能となっています。本市は、情報を取り扱う職員等のルールをまとめたセキュリティポリシー

一 (※) を制定し、職員に周知徹底を行い、個人情報などの情報資産の漏えい防止に努めています。更に、個人情報を取り扱うシステム操作履歴やインターネット (※) での操作履歴を把握し、職員の不正利用防止に努めています。

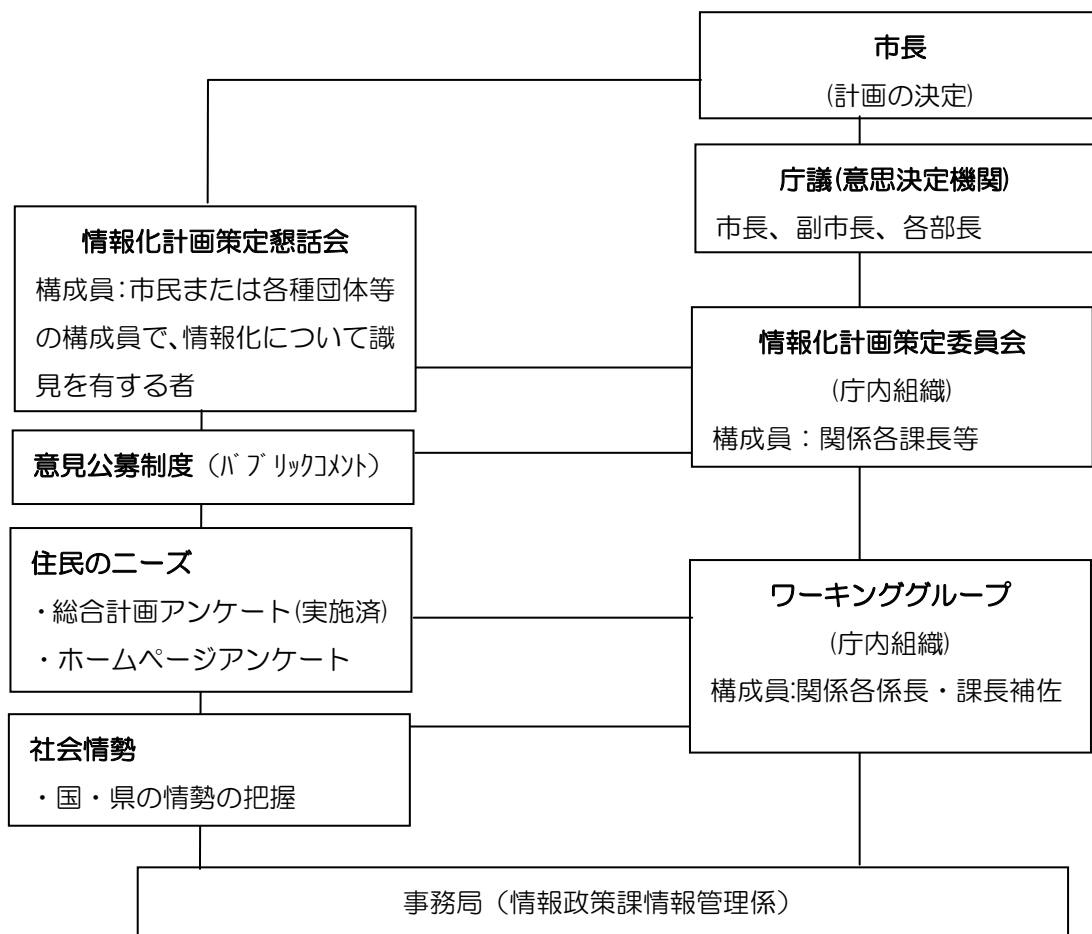
今後も時代や環境の変化に柔軟に対応したセキュリティ対策の強化を行い、必要に応じて外部監査の導入を検討します。

資料編

1 策定経過

平成19年7月26日	常陸太田市情報化計画策定方針決定
8月20日	第1回常陸太田市情報化計画策定委員会 ・計画の策定について ・国・県の情報化の動向について ・ワーキンググループの設置について
9月21日	第1回ワーキンググループ会議 ・計画の策定について ・国・県の情報化の動向について ・ワーキンググループの設置について ・アンケート実施概要について
9月27日	第2回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査内容について
10月2日	第3回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査内容について
10月10日～ 11月1日	アンケート実施
平成20年1月11日	第4回ワーキンググループ会議 ・アンケート集計結果について ・計画素案について
	各課等素案協議
2月19日	第5回ワーキンググループ会議 ・常陸太田市第2次情報化計画（素案）について
2月22日	第2回常陸太田市情報化計画策定委員会 ・計画素案について
2月29日	第1回常陸太田市情報化計画策定懇話会 ・計画素案について
3月7日	第2回常陸太田市情報化計画策定懇話会 ・計画素案について ・懇話会の意見について
3月13日	第6回ワーキンググループ会議 ・懇話会の意見を反映した計画素案の提示
3月19日	第3回常陸太田市情報化計画策定委員会 ・計画案について
3月27日	常陸太田市情報化計画策定懇話会 提言書の提出
4月8日～ 5月8日	パブリックコメント実施
6月2日	庁議
6月2日	計画決定

2 策定体制



3 常陸太田市情報化計画策定懇話会

平成20年3月27日

常陸太田市長 大久保 太一 殿

常陸太田市情報化計画策定懇話会
会長 大津 賢二

常陸太田市情報化計画について（提言）

本懇話会は「常陸太田市情報化計画」の策定に当たり、市が提示した計画素案について平成20年2月29日より会議を開催し慎重に検討した結果、別紙のとおり提言します。

常陸太田市情報化計画策定懇話会提言

1 計画策定にあたって

前計画の状況を検証すべきである。

前計画における整備の必要性、利活用状況を検証する必要がある。

2 情報格差に対する配慮について

市民が均等にその恩恵を受けられるよう、情報格差に対し配慮すべきである。

(1) 情報通信格差に対する配慮

市内にはブロードバンド回線によるインターネット接続サービスの利用できない地域や、携帯電話の利用できない地域が存在するため、地域間の情報通信格差の解消に努める必要がある。

(2) 情報活用能力格差に対する配慮

情報化社会が進むにつれ、情報活用能力の有無による格差が生じている。行政が情報化を進める際には、情報活用に不安がある情報弱者に対して、格差の生じないよう配慮する必要がある。

3 情報教育について

市民の要望する情報教育を実施すべきである。

(1) 市民講座の充実について

生涯学習センターで開催している情報教育の市民講座は、年々受講者が減少している状況にあることから、市民のニーズを的確に把握し、より実用的な講座を実施する必要がある。

(2) 情報道徳教育について

インターネットや電子メールを利用した陰湿ないじめが社会問題化しており、小中学生に対してインターネットに潜む危険について理解を深める必要がある。一方で、児童・生徒間での電子メールや個人で開設するホームページにおいては、学校での指導は限界があることから、家庭や地域での取組みを検討する必要がある。

4 セキュリティ対策について

十分なセキュリティ対策を行い、個人情報の保護対策を徹底すべきである。

情報化社会の進展に伴い、情報の大量流通が可能となっており、個人情報をはじめとする情報資産が漏えいしないよう、セキュリティ対策が必要である。市では十分な対策が行われているものと理解しているが、社会的信頼を得るためには、外部専門家など第三者による監査の導入を検討する必要がある。

常陸太田市情報化計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 常陸太田市情報化計画（以下「計画という。」）策定にあたり、広く市民の意見を聴取するため、常陸太田市情報化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の策定に関し、必要な事項を審議し、意見の提言を行なうものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市民または各種団体等の構成員であって、情報化について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画部情報政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

常陸太田市情報化計画策定懇話会委員名簿

敬省略

氏 名	備 考
大金 博典	常陸太田市社会福祉協議会総務課係長
◎大津 賢二	常陸太田市商工会事務局長
加藤木 克也	商工会理事，工業部会長，(株)三友製作所代表取締役
川崎 善生	常陸太田大使，(株)モリゴ代表取締役
菊池 則之	茨城みずほ農業協同組合総務企画部長
栗原 あきい	男女共同参画推進プランナー
郡司 正人	染和田小学校教諭
島田 敏美	市民代表，パソコンよろず相談局民間ボランティア，PCアドバイザー
鈴木 修一	峰山中学校教諭
○根本 龍司	常陸太田市医師会理事

◎会長 ○副会長

4 常陸太田市情報化計画策定委員会

常陸太田市情報化計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 本市の情報化の指針となる常陸太田市情報化計画(以下「情報化計画」という。)の策定にあたり、必要な事項を調整・協議するため、常陸太田市情報化計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 情報化計画の策定に関すること。
- (2) 情報化計画策定のための調査研究に関すること。
- (3) その他計画策定にあたって必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- | | | |
|------------|--------------|-----------------|
| (1) 政策企画部長 | (7) 市民協働推進課長 | (13) 出納室長 |
| (2) 総務課長 | (8) 保険年金課長 | (14) 水道部業務課長 |
| (3) 契約管財課長 | (9) 高齢福祉課長 | (15) 消防本部総務課長 |
| (4) 企画課長 | (10) 農政課長 | (16) 教育総務課長 |
| (5) 情報政策課長 | (11) 商工観光課長 | (17) 生涯学習センター館長 |
| (6) 市民課長 | (12) 都市計画課長 | |

2 委員長には政策企画部長、副委員長には情報政策課長をそれぞれあてるものとする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じて随時開催する。

(ワーキンググループの設置)

第5条 情報化計画策定における調査研究のため、策定委員会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループのリーダーは、委員長が選任する。

3 リーダーは、その調査研究事項の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、政策企画部情報政策課情報管理係において行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要項は、平成19年7月26日から施行する。

常陸太田市情報化計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名
政策企画部長	◎ 江幡 治
総務課長	岡本 一美
契約管財課長	柴田 勝司
企画課長	植木 宏
情報政策課長	○ 安田 隆
市民課長	鈴木 邦子
市民協働推進課長	井坂 孝行
保険年金課長	時野谷 彰
高齢福祉課長	鬼澤 勝一
産業部次長（農政課長）	赤須 一夫
商工観光課長	埴 信夫
都市計画課長	蛭町 修身
会計管理者（出納室長）	大森 茂樹
水道部業務課長	小川 友三郎
消防本部総務課長	塩原 英世
教育委員会参事（教育総務課長）	深沢 菊一
生涯学習センター館長	橋本 久雄

◎委員長 ○副委員長

ワーキンググループ名簿

部 等	課 等	係	職	氏 名
総務部	総務課	行革法制係	係長	岡部 光洋
	契約管財課	契約係	課長補佐	江尻 伸彦
政策企画部	企画課	企画係	係長	武藤 範幸
	情報政策課	情報管理係	係長	○木村 久男
市民生活部	市民課	市民窓口係	副参事 兼係長	岡部 芳雄
	市民協働推進課	市民活動係	係長	岡田 和也
保健福祉部	保険年金課	年金医療係	係長	金田 則雄
	高齢福祉課	高齢福祉係	係長	寺門 勝義
産業部	農政課	農業振興係	係長	金澤 栄
	商工観光課	商工係	係長	荒蒔 和裕
建設部	都市計画課	都市計画係	課長補佐	立花 愛正
出納室	出納室	出納係	係長	磯野 初郎
水道部	業務課	総務係	係長	滑川 俊浩
消防本部	総務課	総務係	課長補佐	福地 壽之
教育委員会	教育総務課	企画総務係	課長補佐	青木 拓生
	生涯学習センター	事業係	係長	鈴木 正明

○ リーダー

5 用語解説（解説中のアンダーラインのついた用語は、別に解説があります。）

アルファベット順，50音順

用 語	解 説	主な使用箇所
A ADSL 【エー・ディー ー・エス・エル】	Asymmetric Digital Subscriber Line 既存の銅の電話線を利用して，高速データ通信を可能にする通信方式のひとつ。上り回線（こちらからデータを送る流れ）と下り回線（向こうからデータが送られてくる流れ）の通信速度は非対称になる。	P 17
ATM 【エー・ティ ー・エム】	Automated Teller Machine 現金自動預け払い機。	P 29
D DSL 【ディー・エ ス・エル】	Digital Subscriber Line 電話回線を使って高速なデジタルデータ通信をする技術の総称。	P 4, 5
G GIS 【ジー・アイ・ エス】	Geographic Information System <u>地理情報システム</u> を参照。	P 15, 30
H HTML 【エイチ・ティ ー・エム・エル】	Hyper Text Markup Language <u>Webページ</u> を記述するための書式のこと。この書式で記述された文書ファイルを <u>Webブラウザ</u> で読むことでWebページとして閲覧することができる。単語，文章，画像にリンクを持たせ，クリックすることで関連項目を表示できるのが特徴。	
I ICT 【アイ・シー・ ティー】	Information and Communication Technology <u>IT</u> (Information Technology) の「情報」に加えてコミュニケーション性が具体的に表されている点が特徴で， <u>ネットワーク</u> 通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。	P 1
ICカード 【アイ・シー・ カード】	IC（半導体集積回路）チップを埋め込み情報を記録できるようにしたプラスチック製カード。磁気カードより高機能で，高度なセキュリティを実現できる。	P 28

用語	解説	主な使用箇所	
I	ISDN 【アイ・エス・ディー・エヌ】	Integrated Services Digital Network 電話やFAX、動画や音声データを信号化して伝送するネットワークのこと。通信速度は、通常ADSLに比べて遅くなる。	P 4, 5
	IT 【アイ・ティ-ー】	Information Technology 情報通信技術。コンピュータとインターネットを活用し、業務や生活に役立てるための技術。	P 6, 8, 9, 11
L	LAN 【ラン】	Local Area Network 社内など限られた範囲の比較的小さな規模で、複数のコンピュータや周辺機器を接続してデータや情報をやり取りするネットワーク。	P 13
	LGWAN 【エル・ジー・ワン】	Local Government Wide Area Network <u>総合行政ネットワーク</u> を参照。	P 9, 14
P	PDCAサイクル 【ピー・ディー・シー・エーサイクル】	Plan-Do-Check-Act Cycle 計画(plan), 実行(do), 評価(check), 改善(act)のプロセスを順に実施することによって、管理業務を計画通りに進めるための手法。	P 37
	PHS 【ピー・エイチ・エス】	Personal Handyphone System 携帯電話の一種。従来の携帯電話と比べ、利用可能地域が狭く、高速移動中の通話に弱いという欠点はあるが、設備費用や通話料が安い、データ転送速度が速いという利点がある。	P 1, 2
W	WAN 【ワン】	Wide Area Network <u>LAN</u> とは対称的に、離れた場所にあるLAN同士を結んだネットワークのこと。	
	Web 【ウェブ】	<u>WWW</u> (World Wide Web) を参照。	

	用語	解説	主な使用箇所
W	Web2.0 【ウェブ2.0】	<u>インターネット</u> を利用したサービス、 <u>アプリケーション</u> 、情報発信など、従来型Webの延長ではなく、質的な変化が起きているという認識を込めたもの。ティム・オライリー(Tim O'reilly)氏が論文「What is Web 2.0」により、記したものである。	P 7
	Webブラウザ 【ウェブブラウザ】	Web Browser <u>Webページ</u> を閲覧するための <u>アプリケーションソフト</u> 。	
	Webページ【ウェブページ】	<u>Web サイト</u> 上で公開されているページ。	
	WiMAX 【ワイ・マックス】	Worldwide Interoperability For Microwave Access 従来の無線LANよりも広い地域をカバーできる無線通信の規格。1 台のアンテナで半径約 50kmをカバーし、最大で 70Mbpsの通信が可能。人口密度の低い地域でも安価にブロードバンド接続サービスを提供する手段として注目を集めている。	P 1 7
	WWW 【ダブリュー・ダブリュー・ダブリュー】	World Wide Webの略。 <u>インターネット</u> に公開されている文書を検索するためのシステムのひとつ。蜘蛛の巣を意味するWebとも呼ばれる。	

用語	解説	主な使用箇所	
ア	アクセスポイント	<u>ネットワーク</u> に外部から接続するための受け口。	
	アプリケーション	ワープロソフトやデータベースソフトなど、特定の仕事をこなすためのソフトウェア。	P 1 3
イ	いばらき電子申請・届出サービス	茨城県と県内市町村が共同整備・運営し、行政サービスの向上や簡素で効率的な行政を実現するため、各種申請・届出等の手続き処理を <u>オンライン化</u> したサービス。	P 8, 9, 28
	いばらきスポーツ施設予約システム	茨城県と県内市町村が共同整備・運営し、パソコンや携帯電話から、参加する団体が保有する体育館やテニスコート等、公共スポーツ施設の空き検索や予約申込みが行えるシステム。	P 8, 1 2
	いばらきブロードバンドネットワーク	IBBN (Ibaraki BroadBand Network) 県内 15 箇所の <u>アクセスポイント</u> で茨城県と市町村が <u>光ファイバ</u> で結ばれた超高速・大容量の情報通信ネットワーク。	P 8, 9, 13, 1 6, 26
	インターネット	各地に散在するコンピュータネットワーク同士を接続した世界的規模の <u>ネットワーク</u> 。	P 1 ~ 6, 9, 1 0, 1 2, 1 3, 1 4, 1 5, 1 7, 2 1, 2 2, 2 6, 2 7, 3 8
	イントラネット	<u>インターネット</u> の技術を使って、企業などの組織内でコンピュータネットワークを構築し、情報の共有化などを行うことを目的としたシステムのこと。	P 1 3
	インフラ	Infrastructure の略。英語で「基盤、下部構造」を意味する。何らかのシステムや事業を有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。	P 1 3
オ	オンライン	コンピュータ同士がつながっている状態。 <u>ネットワーク</u> 経由で利用可能な状態。	P 6, 1 6, 2 8, 3 6
カ	霞が関 WAN	中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。省庁間のコミュニケーションの円滑化や情報共有を目的としている。	P 1 4

用語	解説	主な使用箇所	
キ	キオスク端末	パソコンを持たなくても、 <u>インターネット</u> を通じて簡単な操作で手軽に扱える街頭端末のこと。	P 9, 12, 16, 21
	基地局	無線端末で通信を行うための、装置および建造物のこと。携帯電話を利用する際に電波を受信する装置。	P 18
	共聴組合	テレビの難視聴解消のために <u>共同受信施設</u> （いわゆる <u>共聴施設</u> ）の整備・管理を目的として、受益者で構成される団体。	P 19
	共聴施設	<u>共同受信施設</u> を参照。	
	共同受信施設	山間部や、ビルなど建物の影響で電波の受信状態が悪い地域において、受信可能な場所にアンテナを立てて、各家庭に電波を分配する施設。 <u>共聴施設</u> ともいう。	
ク	クライアント	<u>ネットワーク</u> 上でサービスや情報を提供する役割を持つサーバに対して、 <u>ネットワーク</u> に接続してサービスを利用する側のコンピュータ。	
	クライアント・サーバ・システム	複数台のコンピュータに対し、それぞれサーバとクライアントという役割を与え、処理を分散するシステムのこと。サーバは資源やデータベース管理などの情報を提供し、クライアントはそれを利用することができる。	P 9
ケ	携帯情報端末	PDA（Personal Digital Assistants）のこと。手のひらに収まるくらいの大きさの電子機器で、パソコンのもつ機能のうちいくつかを実装したものをいう。液晶表示装置や外部との接続端子を搭載し、電池や専用バッテリーで駆動する。	P 1, 2
	ケーブルテレビ	光ファイバや同軸ケーブルなどを使用してテレビを送信する放送形態。双方向性を有することから、 <u>インターネット</u> 接続などにも活用されている。	P 4, 5
コ	公的個人認証サービス	<u>インターネット</u> を利用した電子申請等を安全に行うために使用する電子証明書を発行する公的なサービス。利用者の本人性の確認と改ざんの有無を検知することができる。	P 6, 9
	コンテンツ	情報サービスの内容・中身。 <u>インターネット</u> 上のホームページで使用されている文字、静止画、音声、動画などを示す。	P 10

用語	解説	主な使用箇所	
サ	サーバ	ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータのこと。 <u>インターネット</u> 、 <u>電子メール</u> などネットワークで発生する様々な仕事を内容に応じて分担し集中的に処理している。	
	サイト	英語で「敷地、位置」のこと。 <u>インターネット</u> の場合には、 <u>ホームページ</u> 等の <u>コンテンツ</u> がおかれている場所。	P 10, 13
シ	住民基本台帳	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など、住民に関する事務処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理をはかるため、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）に基づき市町村長が作成する台帳。	P 9, 33
	住民基本台帳カード	住民基本台帳ネットワークシステム上で本人確認のために利用するICカード。公的な身分証明として利用できるほか、証明書自動交付機で各種証明書の受領、公共施設の予約、 <u>公的個人認証サービスの電子証明書</u> などを保存することが可能である。ただし、提供されるサービス内容は市町村によって異なる。	P 12, 16, 31, 32
	住民基本台帳ネットワーク	住民基本台帳を電子化しコンピュータネットワークを介し共有するシステム。	P 6, 9, 14
	情報リテラシー	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。情報活用能力。	P 9, 12, 13
セ	セキュリティポリシー	組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針のこと。	P 37
ソ	総合行政ネットワーク	LGWAN（Local Government Wide Area Network） 地方自治体を相互に接続した行政専用のネットワークのこと。国のネットワークである霞が関WANにも接続されている。	P 6, 9, 14, 34

用語	解説	主な使用箇所
タ 第3世代携帯電話	有線電話並みの高音質通話や高速なデータ通信やマルチメディアを利用したサービスが提供されているデジタル携帯電話。なお、アナログ電波を用いた通話サービスを提供するシステムを“第1世代携帯電話”。デジタル通信を用いて通話だけでなくデータ通信を含めた複合的なサービスを提供するシステムを“第2世代携帯電話”と呼称する。	P 4
ダイヤルアップ	電話回線やISDN回線などの公衆回線を通じてインターネットや社内LANに接続すること。接続は電話回線を利用しているため、接続している間は、通話料金が発生する。	P 4, 5
チ 地上デジタル放送	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められた。平成23年（2011年）には現行のアナログ放送はすべて終了し、古いテレビではテレビ放送を受信することはできなくなるが、チューナーを購入すれば視聴することができる。	P 16, 19
地理情報システム	GIS（Geographic Information System） 地図データと地域情報、設備台帳などの各種情報を関連付けて総合的に管理・加工し、参照できるよう表示機能をもったシステム。	P 15, 30
テ データベース	共有されるデータの集合のこと。または情報の集中管理を実現するもの。	P 14
電子会議室	インターネットなどのネットワークに接続したパソコンを利用して、あるテーマに基づいて、情報や意見の交換ができる場所。一同に会する必要もなく、離れた場所からも参加できることが特徴。	P 24
電子商取引	インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行なう取引形態。	P 2, 3, 6
電子証明書	書面手続でいえば、本人確認のための「印鑑証明書」のような役割を果たすもの。信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書で、ICカード等の記憶媒体に保存される。	

用語	解説	主な使用箇所	
テ	電子申請	現在紙によって行われている手続を、インターネットを使ってパソコン上で実現できるようにすること。	P 6, 13, 16, 28
	電子納品	調査, 設計, 工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること。	P 15, 16, 35
	電子メール	インターネット等のネットワークを介して, テキストや画像情報を交換するシステム。電子メール利用者は, メールアドレスと呼ばれるネットワーク上の住所を保有し, このメールアドレスに情報を送信することで, 個人間の情報交換を可能にする。	P 22
ト	同軸ケーブル	銅などの芯線を絶縁体で包み, さらに細い導線で編んだ網状のもので包み, 外側を保護被覆で覆う多重構造をした電気通信用の線。外から電磁波を遮断するため, 減衰やノイズを低く抑えることが可能。	
ナ	ナローバンド	低速な通信回線のこと。ダイヤルアップ接続やSDN回線などを指すことが多い。	P 4
ニ	認証基盤	ネットワーク上を流れる文書や情報が確かに本物であることや, 情報を発信した人や組織について確かにその本人が発信したものであることなどを公的に証明するためのしくみ。	P 9, 12
ネ	ネットワーク	ハードウェア, ソフトウェア, データなどを共有する目的でコンピュータを結び付けた状態。また, パソコン通信を指すこともある。	P 8, 14, 36
ハ	バッチ処理	一定期間・一定量のデータをまとめて一括処理する処理方式。又は, あらかじめ設定しておいた一連の処理をまとめて実行する処理方式。	P 9
ヒ	光ファイバ	ガラスやプラスチックの細い繊維できている光を通す通信ケーブル。通信を行なうには, コンピュータの電気信号を光信号に変換し, 光ファイバに通してデータを送信する。電気信号を流して通信するADSL等と比べて信号の減衰が少なく, 超長距離でのデータ通信が可能。	P 3, 17, 26
フ	ブログ	Weblog 日々更新する日記的なWeb サイトの総称。	P 25
	フローチャート	機能・作業などの内容・構成を細かい要素に分割し, 時間や論理の推移にしたがって順番に並べたもの。流れ図。	P 33

用語		解説	主な使用箇所
フ	ブロードバンド	<u>ADSL</u> や光ファイバケーブルなどによる高速インターネット接続サービス。	P 3, 4, 5, 9, 13, 16, 17, 26
	フロントランナー	先駆者。	P 6
ハ	ペーパーレス	報告書などの書類を、ネットワークなどを通して電子的にやりとりし、紙を使用しないようにすること。情報のやりとりの効率化と紙の節約を目的とする。	P 14
ホ	ポータルサイト	ポータルは入り口・玄関口の意味であり、 <u>Webブラウザ</u> を起動させてインターネットに接続したとき、最初にアクセスする <u>Web サイト</u> のこと。	P 13
	ホームページ	インターネットの <u>WWW</u> (World Wide Web) サーバ上に格納され、 <u>インターネット</u> を通じて不特定多数の人に対して閲覧してもらうための <u>コンテンツ</u> 。または、 <u>Webブラウザ</u> を起動したとき最初に表示されるページ。	P 10, 13, 15, 16, 23, 24, 25
マ	マルチペイメント	多様な方法での支払い。	P 16, 29
	マルチペイメントネットワーク	官公庁・地方公共団体・企業などの収納機関と金融機関との間を <u>ネットワーク</u> で結び、利用者はATM、パソコン等を利用して公共料金等の支払ができる仕組み。	P 29
レ	レセプト	患者が受けた診療について、医療機関が健保組合などの公的医療保険の運営者に請求する医療費の明細書のこと。診療や処方した薬の費用が記載されている。	P 16, 36

常陸太田市第2次情報化計画

決定 平成20年6月

発行 平成20年6月

編集・発行 常陸太田市政策企画部情報政策課

313-8611 常陸太田市金井町3,690番地

電話 0294(72)3111(代)

URL <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>